

県産農林水産物の放射性物質検査結果概要 (令和4年4月～令和5年3月公表分)

宮城県農政部食産業振興課

原子力災害特別措置法第20条第3項の規定に基づき宮城県知事に依頼された「農畜水産物等の放射性物質検査について」（令和5年3月30日付け生食発 0330 第2号厚生労働省大臣官房生活衛生・食品安全審議官）に則り、県産農林水産物の放射性物質検査を実施した。

1 精密検査

(1) 目的

県の水産技術総合センターに配置したゲルマニウム半導体検出器及び外部検査機関にて検査を実施し、全県のモニタリングを行った。

(2) 検査結果概要

県産農林水産物（牛肉を除く。）5,157点（190品目）を検査した結果、基準値以下が5,125点（99.4%）、基準値超過が32点（0.6%）であった。

基準値超過の内訳は、林産物6品目32点で、農産物、畜産物（原乳）及び水産物は全て基準値以下であった。

なお、林産物については、生産管理を行っていない野生きのこや山菜類を計上しているため、基準値超過割合が高くなっている。

<基準値100Bq/kg>

区分	検査品目	検査点数	基準値以下(上段:点数, 下段:割合%)					基準値超過(上段:点数, 下段:割合%)			
			ND	ND～ 25Bq/kg	26～ 50Bq/kg	51～ 100Bq/kg	計	101～ 200Bq/kg	201～ 500Bq/kg	500Bq/kg超	計
農産物	52	309	285	24	-	-	309	-	-	-	-
			92.2	7.8	-	-	100.0	-	-	-	-
林産物	34	652	349	184	59	28	620	23	8	1	32
			53.5	28.2	9.0	4.3	95.1	3.5	1.2	0.2	4.9
水産物	103	4,178	4,048	128	2	-	4,178	-	-	-	-
			96.9	3.1	0.0	-	100.0	-	-	-	-
合計	189	5,139	4,682	336	61	28	5,107	23	8	1	32
			91.1	6.5	1.2	0.5	99.4	0.4	0.2	0.0	0.6

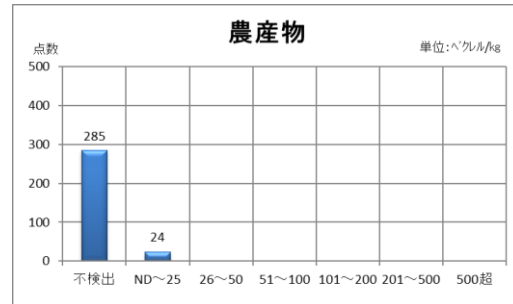
<基準値50Bq/kg>

区分	検査品目	検査点数	基準値以下(上段:点数, 下段:割合%)				基準値超過(上段:点数, 下段:割合%)				
			ND	ND～ 10Bq/kg	11～ 25Bq/kg	26～ 50Bq/kg	計	51～ 100Bq/kg	101～ 250Bq/kg	250Bq/kg超	計
畜産物 (原乳)	1	18	18	-	-	-	18	-	-	-	-
			100.0	-	-	-	100.0	-	-	-	-
合計	190	5,157	4,700	336	61	28	5,125	23	8	1	32
			91.1	6.5	1.2	0.5	99.4	0.4	0.2	0.0	0.6

(3) 種別毎の検査結果

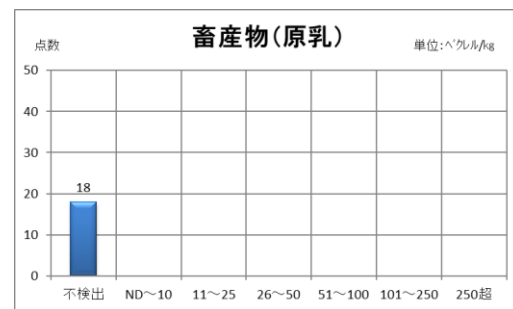
① 農産物の状況

- 309点（52品目）を検査
- 全て基準値以下
- 濃度分布では、不検出が285点（全体の92.2%）、25ベクレル/kg以下が24点（7.8%）



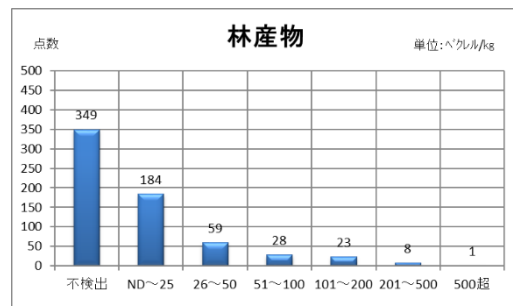
② 畜産物（原乳）の状況

- 18点（1品目）を検査
- 全て不検出
- 畜産物のうち牛肉については、令和2年3月27日以降、廃用牛などの出荷時検査を実施



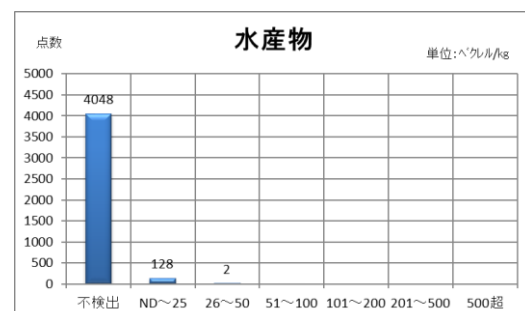
③ 林産物の状況

- 652点（34品目）を検査
- 基準値以下が620点（95.1%）
- 露地・施設栽培のきのこ類及び山菜類については、全て基準値以下
- 基準値超過は、マツタケ（野生）4点、ワラビ（野生）2点、コシアブラ（野生）11点、ゼンマイ（野生）3点、タケノコ（野生）9点、タラノメ（野生）3点
- 最高値は、ゼンマイ（野生）の770ベクレル/kg
- 濃度別分布では、不検出が349点（全体の53.5%）、25ベクレル/kg以下が184点（28.2%）、26~50ベクレル/kgが59点（9.0%）、51~100ベクレル/kgが28点（4.3%）で、基準値超過となる101~200ベクレル/kgが23点（3.5%）、201~500ベクレル/kgが8点（1.2%）500ベクレル/kg以上が1点（0.2%）



④ 水産物の状況

- 4,178点（103品目）を検査
- 全て基準値以下
- 濃度別分布では、不検出が4,048（全体の96.9%）、25ベクレル/kg以下が128点（3.1%）、26~50ベクレル/kgが2点（0.0%）



2 非破壊検査（全量）

(1) 目的

令和3年3月31日に原子力災害対策本部の「検査計画，出荷制限等の品目・区域の設定・解除の考え方」が改正され、非破壊検査による出荷制限の一部解除が可能となった。県内では、令和4年3月30日現在、気仙沼市の「野生マツタケ」及び丸森町（旧金山町、旧館矢間村、旧大張村）の「たけのこ」のうち、非破壊検査の結果、スクリーニングレベル以下であることが確認されたものについて、出荷制限が解除されている。

(2) 検査結果概要

県産林産物3，280点（2品目）を検査した結果、精密検査の実施の目安であるスクリーニングレベルを超過したのは、125点（2品目）で全体の割合は3.8%であった。

※スクリーニングレベルとは、スクリーニング法に基づく検査において、国が定めた基準値100 μ g/kgを確実に下回ると判定するための値で、気仙沼市の「野生マツタケ」では50 μ g/kg、丸森町（旧金山町、旧館矢間村、旧大張村）の「たけのこ」では54 μ g/kg。

【非破壊検査結果】

R4.4月～R4.11月

種別	検査品目	検査点数計	内訳			
			スクリーニングレベル			
			以下		超過	
林産物	タケノコ、マツタケ	3,280	3,155	96.2%	125	3.8%